

基礎控除額の新旧対照表

合計所得金額	基礎控除額 (改正前)	基礎控除額 (改正後)
2 4 0 0 万円以下	3 3 万円	4 3 万円
2 4 0 0 万円超 2 4 5 0 万円以下		2 9 万円
2 4 5 0 万円超 2 5 0 0 万円以下		1 5 万円
2 5 0 0 万円超		適用なし

給与所得控除額の新旧対照表

※給与等の収入額が660万円未満の場合は、給与所得は下記の表によらず所得税法別表第5により求めます。

給与等の収入金額	給与所得控除額 (改正前)	給与所得控除額 (改正後)
162万5千円以下	65万円	55万円
162万5千円超 180万円以下	給与等の収入金額×40%	給与等の収入金額×40%－10万円
180万円 超 360万円以下	給与等の収入金額×30%＋18万円	給与等の収入金額×30%＋8万円
360万円 超 660万円以下	給与等の収入金額×20%＋54万円	給与等の収入金額×20%＋44万円
660万円 超 850万円以下	給与等の収入金額×10%＋120万円	給与等の収入金額×10%＋110万円
850万円 超1000万円以下	給与等の収入金額×10%＋120万円	195万円
1000万円 超	220万円	195万円

公的年金等控除額の新旧対照表

・ 65歳以上の方用

公的年金等の収入金額	公的年金等控除額 (改正前)	公的年金等控除額 (改正後)
330万円以下	120万円	110万円※1
330万円超 410万円以下	公的年金等の収入金額×25%+ 37万5千円	公的年金等の収入金額×25%+ 27万5千円※1
410万円超 770万円以下	公的年金等の収入金額×15%+ 78万5千円	公的年金等の収入金額×15%+ 68万5千円※1
770万円超 1000万円以下	公的年金等の収入金額× 5%+155万5千円	公的年金等の収入金額× 5%+145万5千円※1
1000万円超	公的年金等の収入金額× 5%+155万5千円	195万5千円※1

※1 改正後の公的年金等控除額は「公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額」によって下記の表のとおり引き下がります。

「公的年金等に係る雑所得以外 の所得に係る合計所得金額」	引き下がる額
1000万円超2000万円以下	10万円
2000万円超	20万円

公的年金等控除額の新旧対照表

・ 65歳未満の方用

公的年金等の収入金額	公的年金等控除額 (改正前)	公的年金等控除額 (改正後)
130万円以下	70万円	60万円※1
130万円超 410万円以下	公的年金等の収入金額×25%+ 37万5千円	公的年金等の収入金額×25%+ 27万5千円※1
410万円超 770万円以下	公的年金等の収入金額×15%+ 78万5千円	公的年金等の収入金額×15%+ 68万5千円※1
770万円超 1000万円以下	公的年金等の収入金額× 5%+155万5千円	公的年金等の収入金額× 5%+145万5千円※1
1000万円超	公的年金等の収入金額× 5%+155万5千円	195万5千円※1

※1 改正後の公的年金等控除額は「公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額」によって下記の表のとおり引き下がります。

「公的年金等に係る雑所得以外 の所得に係る合計所得金額」	引き下がる額
1000万円超2000万円以下	10万円
2000万円超	20万円

所得金額による要件（非課税や扶養等）の新旧対象表

	所得要件 (改正前)	所得要件 (改正後)
同一生計配偶者または扶養親族の <u>合計所得金額</u>	38万円以下	48万円
配偶者特別控除にかかる配偶者の <u>合計所得金額</u>	38万円超123万円以下	48万円超133万円以下
勤労学生控除の <u>合計所得金額</u>	65万円以下	75万円以下
障害者や未成年、ひとり親（未婚のひとり親含む） に対する非課税措置にかかる <u>合計所得金額</u>	125万円以下	135万円以下
均等割が非課税となる <u>合計所得金額</u>	28万円 ※被扶養者がいる場合は $28万円 \times (\text{扶養人数} + 1) + 17万円$	38万円 ※被扶養者がいる場合は $28万円 \times (\text{扶養人数} + 1) + 17万円 + 10万円$
所得割が非課税となる <u>総所得金額</u>	35万円 ※被扶養者がいる場合は $35万円 \times (\text{扶養人数} + 1) + 32万円$	45万円 ※被扶養者がいる場合は $35万円 \times (\text{扶養人数} + 1) + 32万円 + 10万円$